

千葉県医師不足病院医師派遣促進事業（概要）

1 事業の目的・概要

- ・ 県内自治体病院の医師不足の解消をはかり、安定した地域医療の基盤を構築するため、医療機関が県内自治体病院への医師派遣を行う場合に助成します。

2 事業内容

(1) 補助先

- ・ 医師不足に起因する診療機能の低下が認められる県内自治体病院へ医師を派遣する医療機関

(2) 補助基準額（上限）

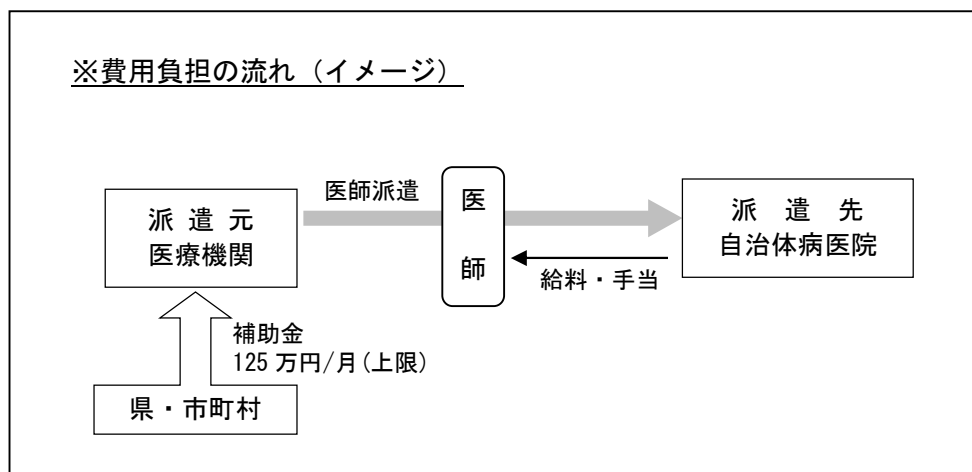
- ・ 医師 1 人あたり 125 万円／月（1,500 万円／年）

(3) 負担割合

- ・ 県2/3、派遣先自治体病院（市町村）1/3

(4) その他

- ・ 派遣医師に対しては、医師キャリアアップ・就職支援センターでの医療技術研修での医療技術研修を無料で受講できるなどの特典を付与します。
- ・ 派遣元医療機関を県で募集し、医師派遣協力医療機関として認定・登録します。



派遣医療機関の登録

医療機関の名称	東京慈恵会医科大学附属病院	区分	病院
医療機関の住所	〒105-8471 東京都港区西新橋3-19-18		
電話番号 FAX番号	TEL 03-3433-1111 (代) FAX 03-5400-1200		
医療機関の管理者氏名	丸毛 啓史		

医療機関の名称	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院	区分	病院
医療機関の住所	〒296-8602 千葉県鴨川市東町929番地		
電話番号 FAX番号	TEL 04-7092-2211 (代) FAX 04-7099-1105		
医療機関の管理者氏名	亀田 信介		

医療機関の名称	東邦大学医療センター 佐倉病院	区分	病院
医療機関の住所	〒285-8741 千葉県佐倉市下志津564-1		
電話番号 FAX番号	TEL 043-462-8811 (代) FAX 043-462-8820		
医療機関の管理者氏名	長尾 建樹		

平成30年度 派遣元病院と派遣先病院マッチング状況

No.	派遣元病院	派遣先病院
1	①医療機関名 東京慈恵会医科大学附属病院 ②診療科及び医師数 産婦人科4名 麻酔科4名 ③平成30年度補助対象期間 平成30年4月から平成31年3月	①医療機関名 東千葉メディカルセンター ②診療科及び医師数 産婦人科4名 麻酔科4名
2	①医療機関名 亀田総合病院 ②診療科及び医師数 家庭医診療科2.7名 ③平成30年度補助対象期間 平成30年4月から平成31年3月	①医療機関名 さんむ医療センター ②診療科及び医師数 家庭医診療科1.7名 産婦人科1名
3	①医療機関名 東邦大学医療センター佐倉病院 ②診療科及び医師数 内科1名 ③平成30年度補助対象期間 平成30年4月から平成31年3月	①医療機関名 いすみ医療センター ②診療科及び医師数 内科1名

※医師数は年間常勤換算としている

千葉県医師不足病院医師派遣促進事業実施要綱

平成 29 年 1 月 18 日一部改正

1 目的

本事業は、地域医療の基盤を支える県内自治体病院の医師不足の解消を図るため、医師の派遣（出向等を含む。以下同じ。）が可能な医療機関（以下「派遣元医療機関」という。）が県内自治体病院（以下「派遣先医療機関」という。）への医師の派遣を行うことにより、地域における医師不足の解消と地域医療の確保を図ることを目的とする。

2 事業内容

この事業は、上記目的の達成のため必要と認められる場合に、派遣元医療機関は派遣先医療機関に対して、一定期間医師を派遣する。

千葉県は、派遣元医療機関に対して、千葉県医師不足病院医師派遣促進事業補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で補助する。また、派遣先医療機関の開設者は、県の補助額の 1 / 2（負担割合：県 2 / 3、派遣先医療機関の開設者 1 / 3）を派遣元医療機関に負担するものとする。

3 医師派遣の手続

(1) 県内自治体病院からの派遣依頼

医師不足の県内自治体病院は、県に対し、別紙様式 1 「医師派遣依頼書」により医師の派遣依頼を行う。

(2) 派遣元医療機関の登録

医師不足の県内自治体病院に対し、医師の派遣を行うことができる医療機関は、県に対し、別紙様式 2 「派遣元医療機関登録票」を提出する。

(3) 派遣先医療機関及び派遣元医療機関の決定

県は、次の「4 事業の対象とする派遣の考え方」に基づき、派遣先医療機関及び派遣元医療機関を決定する。

4 事業の対象とする派遣の考え方

千葉県は、次の観点から事業の対象とする派遣を選定する。

(1) 派遣先医療機関が、次の要件すべてに該当すること。

- ア 開設者が市町村、一部事務組合、又は地方独立行政法人であること。
- イ 医師不足に起因した診療機能の低下が認められること、又は恐れがあること。なお、医師不足に起因した診療機能の低下が認められること、又は恐れ

があることは、次のとおりとし、（ア）または（イ）とする。

（ア）医師不足に起因する非稼働病床や休止している診療科がある、又はその恐れがある場合

①非稼働病床とは、医療法上の許可を得ているが、実際には入院できる状態にない病床が生じている場合

②休止している診療科とは、医療法に基づく開設許可事項中である診療科で現に休止している場合。また、対象診療科は、千葉県保健医療計画に基づく「がん」、「脳卒中」、「急性心筋梗塞」、「糖尿病」、「精神疾患」、「救急医療」、「災害時における医療」、「周産期医療」及び「小児医療」を主に担うものとする。

③恐れがある場合とは、医師の退職等が決まっている、かつ追加配置や新たな採用の目途が立たないなどにより、医師の勤務環境の悪化、診療科の休止や病床閉鎖の危険性が高まっていると客観的に判断できる場合

（イ）医師不足により救急患者の受入れに支障が生じている、又はその恐れがある場合

①救急患者の受入れに支障が生じている場合とは、救急を維持するのに必要な医師数が労働基準法に基づく勤務体制では維持できない場合

②恐れがある場合とは、医師の退職が決まっている、かつ、新たな採用の目途が立たないことなどにより、医師の勤務環境の悪化、救急を維持するのに必要な医師数が通常の勤務体制では維持できなくなる危険性が高まっていると客観的に判断できる場合

ウ 医師の派遣により派遣先医療機関の診療機能の向上が期待できること。

エ 医療従事者の勤務環境の改善が図られること。

オ 開設者は、本補助事業が終了後も医師確保が図られるような方策を作成すること。

カ その他、知事が必要と認める事項

（２）派遣元医療機関が、次の要件すべてに該当すること。

ア 派遣元医療機関が派遣する医師は、常勤として採用された医師であること。

イ 医師の派遣により、派遣元医療機関の診療機能の低下をきたさないこと。

（３）その他

ア 派遣形態は、常勤として一定期間継続して派遣する場合及び兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣する場合を対象とする。なお、非常勤医師数は、派遣人数を常勤換算して算出する。

イ 同一経営主体の病院間の派遣は対象としない。

ウ 新規に開始する派遣を優先的に取り扱うが、すでに開始している派遣を

継続実施する場合についても補助対象として取り扱うこととする。

エ 派遣先医療機関の開設者が、派遣元医療機関に負担する財源は、市町村からの繰入金によるものとする。

オ 原則として、一人の医師の派遣に対する補助対象期間は、最長3年間とする。

5 その他

(1) 派遣医師のキャリア支援

派遣医師に対しては、医師キャリアアップ・就職支援センターでの医療技術研修を無料で受講できる。